

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月31日

【会社名】 株式会社京都銀行

【英訳名】 The Bank of Kyoto, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 土井伸宏

【本店の所在の場所】 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

【電話番号】 京都(075)361局2211番

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 本政悦治

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
株式会社京都銀行 経営企画部 東京事務所

【電話番号】 東京(03)6212局3813番

【事務連絡者氏名】 経営企画部 東京事務所長 中井秀治

【縦覧に供する場所】 株式会社京都銀行 大阪営業部
(大阪市中央区高麗橋2丁目2番14号)

株式会社京都銀行 東京営業部
(東京都千代田区丸の内1丁目8番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成30年6月28日に提出いたしました、当行の取締役（社外取締役を除く）ならびに執行役員に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行に関する臨時報告書の記載事項につき、「発行数」、「発行価格」および「発行価格の総額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正箇所】

訂正箇所は_____で示しております。

(2) 発行数

(訂正前)

876個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(訂正後)

876個

(3) 発行価格

(訂正前)

新株予約権の払込金額の算定方法は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルにより算定される公正な評価額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

(訂正後)

新株予約権 1個あたり109,000円（1株あたり5,450円）

上記価額は、新株予約権の割当日においてブラックショールズモデルに基づき算出した公正な評価額である。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

(4) 発行価格の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

95,484,000円